幸せデザイン大東 参考資料(案)

目 次

第4章 幸せデザイン大東 参考資料

(1)大東市総合計画改訂方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-2
(2)大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-3
(3)審議会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-4
(4)審議会等検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-8
(5)関連法規等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-9
(6)諮問·答申·····	4-25
(7)分野別計画一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-33
(8)用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(9)市の施策解説集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-44
(10)出典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-46
(11)SDGsの17のゴール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-47

4. 参考資料

大東市総合計画改訂方針

令和元年9月2日 大東市

大東市総合計画の改訂について

平成13年に第4次大東市総合計画を策定してから18年が経過し、次期計画期間への移行時期を迎えている。この間、少子高齢化や労働力人口の減少が進む一方で、ITはさらなる進展を遂げるなど、社会は大きく変動した。このような中、総合計画は、この変化に柔軟に対応し、持続可能な市政運営を行うことに加え、今後さらなる発展を遂げるための指針となるものでなければならない。

その上で、総合計画を根幹として展開されるさまざまな施策により、本市が「住みたいまち」「働きたいまち」「楽しめるまち」 「安全・安心なまち」として選ばれるまちへと進展することが望まれる。

総合計画の具体的な改訂にあたっては、次の点に留意し、策定することとする。

- (1) まちの将来像や、目標・政策の判断基準となる視点など、まちづくりを進める上で、行政及び市民をはじめとする、本市に関わる主体共通の指針となる計画とする。
- (2) これまでの取組の検証を行い、その結果をもとに取り組むべき方向性を打ち出す。
- (3) 社会動向に加え、人口問題や都市基盤・都市構造の問題などのさまざまな地域課題を分析し、将来像を形成する。
- (4)「中期財政収支見通し」の内容を踏まえ、経営的観点に基づいた計画とする。
- (5)人口動向や中長期的な将来人口推計などにより将来展望をまとめた「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及びま ちづくりにおける基本的方向や重要施策をまとめた「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な議論を行う。
- (6) 行政はもとより、本市に関与する全ての人・団体の共通の指針となるよう、市民や民間事業者など、さまざまな主体の意見をヒアリングしながら策定を進めることとする。
- (7) 将来に向けて、マーケティング力やマネジメント力を発揮し得るフレキシブルな組織機構や人事制度を検討する。

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針

令和元年9月2日 大東市

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

平成27年度に大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定してから4年が経過し、次期戦略の策定時期を迎えている。

この間、本市においては、将来にわたって人口バランスを保ち、持続可能な大東を引き継いでいくため、大東でしか体験できない付加価値の高い暮らし方、すなわち「大東スタイル」の実現に向け、取組を進めてきた。

これまで推し進めてきた、市民や民間を主役に据え、大東ならではの特徴を磨く政策の成果を検証するとともに、今後、更なる発展を遂げるための新たな戦略の立案が必要となっている。

総合戦略の具体的な改訂にあたっては、次の点に留意し、策定することとする。

- (1) まちづくりを進める上で、重点的に取り組むべき施策・目標について、行政及び市民をはじめとする、本市に関わる主体 共通の指針となる戦略とする。
- (2) これまでの取組の検証を行い、その結果をもとに取り組むべき方向性を打ち出す。
- (3) 社会動向に加え、人口問題や都市基盤・都市構造の問題などのさまざまな地域課題を分析し、戦略を立案する。
- (4)「中期財政収支見通し」の内容を踏まえ、経営的観点に基づいた戦略とする。
- (5) 市の方向性を示す最上位計画である大東市総合計画との一体的な議論を行う。
- (6) 行政はもとより、本市に関与する全ての人・団体の共通の指針となるよう、市民や民間事業者など、さまざまな主体の意見をヒアリングしながら策定を進めることとする。
- (7) 将来に向けて、マーケティングカやマネジメントカを発揮し得るフレキシブルな組織機構や人事制度を検討する。

審議会等名簿

(1)令和元年度 総合計画審議会

区分	Nº	所属	氏名
	1	公明党議員団	大東 真司
1号委員	2	清新会	品川 大介
市議会議員	3	自民党議員団翔政会	北村 哲夫
	4	大阪維新の会	石垣 直紀
	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
2号委員 学識経験者	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
] hown-ray Li	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中力
関係行政機関の職員	9	大東市 副市長	西辻 勝弘
	10	大東市区長会 会長	北村 允
	11	大東商工会議所 常議員	髙島 登
4号委員 市民代表	12	大東青年会議所 理事長	森 崇倫
	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

(2)令和元年度 総合戦略推進本部会議

Nº	所属	氏名
1	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
2	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
3	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
4	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中力
5	大東市 副市長	西辻 勝弘
6	大東市区長会 会長	北村 允
7	大東商工会議所 常議員	髙島 登
8	大東青年会議所 理事長	森 崇倫

(3)令和元年度 総合計画・総合戦略審議会

区分	Nº	所属	氏名
	1	公明党議員団	大東 真司
1号委員	2	清新会	品川 大介
市議会議員	3	自民党議員団翔政会	北村 哲夫
	4	大阪維新の会	石垣 直紀
	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
2号委員 学識経験者	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中 力
関係行政機関の職員	9	大東市 副市長	西辻 勝弘
	10	大東市区長会 会長	北村 允
	11	大東商工会議所 常議員	髙島 登
4号委員	12	大東青年会議所 理事長	森 崇倫
市民代表	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

(4)令和2年度 総合計画・総合戦略審議会

区分	Nº	所属	氏名
	1	公明党議員団	東 健太郎
1号委員	2	大阪維新の会	木田 伸幸
市議会議員	3	清新会	品川 大介
	4	Jimin翔政会	中河 昭
	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
│2号委員 │学識経験者	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	津﨑 洋介
関係行政機関の職員	9	大東市 副市長	野田 一之
	10	大東市区長会 会長	萩原 清
	11	大東商工会議所 副会頭	川村 常雄
4号委員	12	大東青年会議所 理事長	亀井 泰慶
市民代表	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

審議会等検討経緯

年度	月日	内容
令和元年度	6月27日	総合計画策定委員会
	8月 5日	総合計画審議会
	8月 5日	総合戦略審議会
	11月 5日	総合計画・総合戦略策定委員会
	12月 9日	総合計画・総合戦略審議会
	1月27日	総合計画・総合戦略策定委員会
	2月 3日	総合計画・総合戦略審議会
令和2年度	7月 8日	総合計画・総合戦略審議会
	8月31日~9月2日	総合計画・総合戦略策定委員会(代)
	10月16日	総合計画・総合戦略策定委員会
	10月29日	総合計画・総合戦略審議会
	11月18日	総合計画・総合戦略策定委員会
	11月24日~ 12月1日	総合計画・総合戦略審議会(書面による意見聴取)
	12月11日	総合計画・総合戦略策定委員会
	1月14日	総合計画・総合戦略審議会
	1月18日	総合計画・総合戦略策定委員会

関連法規等

関連法規等(大東市自治基本条例)

平成17年12月26日 条 例 第 2 6 号

(1)大東市自治基本条例

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会及び市長等の役割と責務その他自治に関する基本的 事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 市民 市内で在住、在勤又は在学する者をいう。
 - (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
 - (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会及び市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

第2章 市民と事業者

(市民の権利と責務)

- 第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。
- 2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

(事業者の権利と責務)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な 活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。 第3章 議会

(議会の役割と青務)

- 第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、 牽制(けんせい)し、調査する機能を有する。
- 2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

(開かれた議会)

- 第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。
- 2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。 (議員の責務)
- 第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽(けんさん)に努めなければならない。

第4章 市長等

(市長等の役割と責務)

- 第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確 に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。
- 2 市長等は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と、市政の課題を解決するために、協働(それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。)に努めなければならない。
- 3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

第5章 市政運営

(総合計画)

- 第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

(財政運営)

- 第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく 公表しなければならない。
- 2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

(行政評価)

関連法規等 (大東市自治基本条例)

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりや すく公表しなければならない。

(行政手続)

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手 続の基準を明確にしておかなければならない。

(情報公開)

- 第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。
- 3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。

(個人情報保護)

第15条 市及び事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(組織及び職員)

- 第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。
- 2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第17条 市及び職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

(公益通報)

- 第18条 市は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をい う。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。 (広域行政)
- 第19条 市は、国、大阪府及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

第6章 協働と参画

(協働のまちづくり)

- 第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。 2 市及び市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。
- 4-11

(市民等と行政との協働推進)

関連法規等(大東市自治基本条例)

- 第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。
- 2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。 (人材づくり)
- 第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。 (子どもの育成)
- 第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

(コミュニティ)

- 第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織(以下「コミュニティ」という。)に対し、協力するよう努めなければならない。
- 2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

(危機管理)

- 第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛 策をとるよう努めなければならない。
- 2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。
- 3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力に努めなければならない。

第7章 意思表明

(パブリックコメント)

- 第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。 (意見、要望への対応)
- 第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。 (住民投票)
- 第28条 18歳以上の市内に在住する者(永住外国人を含む。)は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。
- 3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。

第8章 補則

(条例の見直し)

- 第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。
- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かなければならない。 (委任)
- 第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2)まち・ひと・しごと創生法

平成二十六年法律第百三十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - ー 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
 - 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
 - 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
 - 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
 - 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
 - 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果 的な行政運営の確保を図ること。
 - 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

関連法規等(まち・7)と・しごと創生法)

(国の青務)

- 第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ 計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他 の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の青務)

- 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が 実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業者の努力)
- 第五条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生 に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・し ごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

- 第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 第五条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生 に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

関連法規等(まち・ひと・しごと創生法)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - ニ まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために 必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求める ものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するもの とする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生 に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければ ならない。
- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

関連法規等(まち・7)と・しごと創生法)

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

- 第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

- 第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

- 第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

- 第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

関連法規等(まち・7)と・しごと創生法)

(資料の提出その他の協力)

- 第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人 (独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊 法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設 置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、 意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。 (主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲 内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(3)大東市総合計画審議会規則

関連法規等(大東市総合計画審議会規則)

平成30年3月23日 規 則 第 1 0 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (組織)

- 第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (庶務)

第6条 審議会の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

関連法規等(大東市総合計画審議会規則)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。 附 則(平成30年規則第58号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(4)大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則

(大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則)

平成27年12月22日 規則第48号 改正 平成30年12月21日規則第58号 廃止 令和元年9月25日規則第21号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市まち・ひと・しごと創生総合 戦略推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、まち・ひと・しごと創生に関し識見を有する者又は公募市民のうちから、市長が 委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は推進会議の会議への出席を求めその説明 若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される推進会議の会議の招集及び会長が選任されるまでの間の推進会議の会議の主宰は、市長が行う。

附 則(平成30年規則第58号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員である者の任期は、この規則による廃止前の大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則第2条第2項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(5)大東市総合計画・総合戦略審議会規則

関連法規等(大東市総合計画・総合戦略審議会規則)

平成30年3月23日 規則第10号 改正 平成30年12月21日規則第58号 令和元年 9月25日規則第22号 令和2年 5月25日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 (組織)

- 第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が共に互選されていないとき又は会長及びその職務を代理する者が共に事故あるとき若しくは欠けたときにおける審議会の会議の招集及びこれらの場合における審議会の会議の主宰は市長が行う。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則(平成30年規則第58号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

(6)諮問•答申諮問書

大東戦略企第195号 令和元年8月5日

大東市総合計画審議会 会長 三 吉 修 様

大東市長 東 坂 浩 一

第4次大東市総合計画の改訂について(諮問)

標記について、大東市総合計画改訂方針案を別添のとおり作成しましたので、貴審議会の意見を求めます。

答申書

令和元年8月30日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市総合計画審議会 会長 三 吉 修

第4次大東市総合計画の改訂について(答申)

令和元年8月5日付け大東戦略企第195号で諮問のありました大東市総合計画改訂方針案について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認め、下記のとおり答申します。

記

大東市総合計画改訂方針について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

- 1. 将来ビジョンについては、これまでの施策を十分検証した上で、今後の社会動向を見極めながら、目指すべき姿を設定されたい。
- 2. 市民が住みたい・住み続けたいと感じられるよう、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、市民の力を最大限に発揮できるまちづくりを推進されたい。
- 3. 本市を取り巻く環境の変化や社会情勢を的確に捉え、それらに柔軟に対応できる計画とされたい。
- 4. 本市が将来にわたり持続的に発展するため、本市の持つ交通至便性や豊かな自然、地域文化などのポテンシャルや魅力を活かす等、独自施策を都市経営的視点を持って強化するとともに、その発信に努められたい。
- 5. 市民が身近に感じられる大東市総合計画となるよう努めるとともに、PR方法を工夫し、積極的に周知されたい。
- 6. 目指すべき姿とその実現に向けたプロセスを、一連の体系の中で捉えられるよう、「大東市まち・ひと・しごと創生人ロビジョン」及び「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に議論されたい。

諮問書

大東戦略企第194号 令和元年8月5日

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議会長 三吉修様

大東市長 東 坂 浩 一

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(諮問)

標記について、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針案を別添のとおり作成しましたので、貴推進会議の意見を求めます。

答申書

令和元年8月30日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議会長 三吉修

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和元年8月5日付け大東戦略企第194号で諮問のありました大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針案について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認め、下記のとおり答申します。

記

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

- 1. 人口目標等については、社会動向や今後の人口推計を考慮するとともに、これまでの施策を十分検証した上で、目指すべき姿を設定されたい。
- 2. 本市が今後5年間で重点的に取り組むべき分野及び施策について、十分に精査されたい。
- 3. 本市が持続的に発展するため、都市経営的視点を持って独自施策の強化に努められたい。
- 4. 本市の持つ交通至便性や豊かな自然、地域文化などのポテンシャルや魅力を活かす取組みを推進されたい。
- 5. 市民が身近に感じられる大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略となるよう努めるとともに、PR方法を工夫し、積極的に周知されたい。
- 6. 目指すべき姿とその実現に向けたプロセスを、一連の体系の中で捉えられるよう、「大東市総合計画」と一体的に議論されたい。

大東戦略企第322号 令和元年12月9日

大東市総合計画·総合戦略審議会 会長 三 吉 修 様

大東市長 東 坂 浩 一

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(諮問)

標記について、大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子策定にかかる、貴審議会の意見を求めます。

答申書

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市総合計画·総合戦略審議会 会長 三 吉 修

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和元年12月9日付け大東戦略企第322号で諮問のありました大東市総合計画(以下「総合計画」という。)及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

総合計画及び総合戦略の策定について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、 活用されるように配慮されたい。

- 1. 歴史・文化や交通至便性、市民の活力や多様性など、本市が有する特性をアイデンティティとして活かした総合計画及び 総合戦略とされたい。
- 2. 少子高齢化が進む中、まちの担い手となる人材の発掘・育成を図るとともに、コミュニティの強化や在り方についても検討されたい。
- 3. 本市の発展を考える上においては、市域を越えたエリア全体としての連携・協力と競争力強化を図る視点を取り入れられたい。
- 4. 「子育て」や「教育」、「産業」など、「住みたい」「訪れたい」市となるために必要な魅力要素については、メリハリのある施 策を打ち出すとともに、その発信力強化に努められたい。
- 5. 多様な価値観や年齢層の人々を受け入れられる寛容性と、一人ひとりが自分らしく暮らせる柔軟性を持ったまちづくりを 検討されたい。
- 6. 総合計画及び総合戦略を推進するための土台となる財政基盤の強化を図るとともに、市民や民間と行政の役割分担と連携により、時代の変革に即したまちの発展を推進できる体制について検討されたい。

諮問書

大東戦略企第127号 令和2年7月8日

大東市総合計画·総合戦略審議会 会長 三 吉 修 様

大東市長 東 坂 浩 一

第4次大東市総合計画および大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(諮問)

標記について、第4次大東市総合計画および大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂にかかる、貴審議会の意見を求めます。

答申書

大東市長 東 坂 浩 一 様

令和3年1月20日

大東市総合計画·総合戦略審議会 会長 三吉 修

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和2年7月8日付け大東戦略企第127号で諮問のありました大東市総合計画(以下「総合計画」という。)及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の改訂にかかる諮問について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

審議の過程で各委員から出された主な意見を次のとおりとし、総合計画及び総合戦略の改訂案については、妥当と認める。

- 1. メインターゲットを絞り、メリハリのある施策を展開しながらも、その取組みがすべての市民の幸せの実現へとつながるよう配慮 すること。
- 2. 本市に居住する市民はもとより、周辺地域から本市を訪れたり、関心を寄せたりする「交流人口」や「関係人口」の増加にも取り 組み、新たなまちづくりの担い手の育成を図ること。
- 3. SDGsやスマートシティなど、社会全体で取り組むべき課題について、国や府をはじめ社会全体の最新の動向を把握し、市民生活の利便性や質の向上に向けた取組みを進めること。
- 4. 防災や健康など、市民の安全・安心の徹底をまちづくりの土台として一層確かなものにしていくこと。また、ジェンダーフラットな 観点に基づく働きやすいまちづくりを進め、出産や子育ての希望の実現を図るとともに、これからの時代を力強く生き抜く子どもた ちの教育に重点的に取組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進すること。
- 5. 市内産業について、社会情勢の変化にも柔軟に対応しうる経営基盤を築くとともに、新しい企業や人のチャレンジを支援し、産業の裾野拡大を図ること。また、その一助とするため、学生・学校・企業・自治体間の連携を強化すること。
- 6. 施策を実施する際には、歳入の確保と歳出の削減の観点を持ち、中長期的な視点で適切な事業内容及び手法を選択すること。 また、将来負担を先送りすることのないよう、持続可能な財政基盤を確立すること。
- 7. 新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴うICTの発展、ライフスタイルの多様化など、変化を続ける社会情勢に迅速に対応できるよう、継続して検証を行うとともに、必要に応じて柔軟な見直しを図ること。
- 8. 総合計画、総合戦略は、ともに計画を進める市民と共有できるよう、広く周知に努めること。その際、平易な文言や図を用いるなど、市民の理解促進を図る工夫を行うこと。

(7)分野別計画一覧

分野	計画名	計画期間
まち・ひと・しごと	大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3(2021)~令和7(2025)年度
人権	大東市人権行政基本方針	策定年度:平成17(2005)年度
人1年 	大東市男女共同参画社会行動計画	令和元(2019)~令和10(2028)年度
防災	大東市国民保護計画	策定年度:平成10(2007)年度 直近改訂年度:平成20(2008)年度
	大東市地域防災計画	策定年度:昭和36(1961)年度 直近改訂年度:平成26(2014)年度
公民連携	大東市公民連携基本計画	策定年度:平成28(2016)年度
産業	大東市産業振興ビジョン	策定年度:平成19(2007)年度
	大東市環境基本計画	平成28(2016)~令和7(2025)年度
理接	大東市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和元(2019)~令和12(2030)年度
環境	大東市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)~令和12(2030)年度
	大東市災害廃棄物処理計画	策定年度:令和2(2020)年度
市民生活	大東市全世代地域市民会議基本方針	策定年度:平成27(2015)猿渡 直近改訂年度:平成28(2016)年度

分野	計画名	計画期間
	大東市地域福祉計画	令和元(2019)~令和5(2023)年度
	大東市総合介護計画	令和3(2021)~令和5(2023)年度
福祉	大東市子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)~令和6(2024)年度
	大東市障害者長期計画	平成28(2016)~令和7(2025)年度
	大東市障害福祉計画	令和3(2021)~令和5(2023)年度
	大東市健康増進計画(健康大東21)	平成27(2015)~令和6(2024)年度
健康	大東市自殺対策計画	令和元(2019)~令和10(2028)年度
	大東市特定健康診査等実施計画	平成30(2018)~令和5(2023)年度
	大東市都市計画マスタープラン	平成24(2012)~令和3(2021)年度
	大東市立地適正化計画	平成30(2018)年~令和12(2030)年度
	大東市住宅マスタープラン	令和4(2022)~令和13(2031)年度
	大東市バリアフリー基本構想	令和4(2022)~令和13(2031)年度
まちづくり	大東市景観計画	策定年度:令和元(2019)年度
	大東市空家等対策計画	令和4(2022)~令和13(2031)年度
	大東市公共交通基本計画	令和3(2021)~令和12(2030)年度
	大東市緑の基本計画	平成29(2017)~令和12(2030)年度
	大東市住宅·建築物耐震改修促進計画	平成29(2017)~令和7(2025)年度

分野	計画名	計画期間
*/- *	大東市教育大綱	令和3(2021)~令和7(2025)年度
教育	大東市教育ビジョン	令和元(2019)~令和3(2021)年度
	大東市水道ビジョン	令和3(2021)~令和12(2030)年度
水道	大東市水道施設アセットマネジメント耐震化・再構築計画	平成30(2018)~令和9(2027)年度
	大東市下水道施設ストックマネジメント事業	平成30(2018)~令和5(2023)年度
	大東市行政改革指針	平成30(2018)~令和3(2021)年度
	大東市公共施設等総合管理計画	平成29(2017)~令和8(2026)年度
行政	大東市公共施設等個別施設計画	令和3(2021)~令和12(2030)年度
	大東市市有財産利活用基本方針	策定年度:平成28(2016)年度
	大東市人材育成基本方針	策定年度:平成30(2018)年度
	大東市財政運営基本方針	策定年度:平成30(2018)年度

など

(8)用語集【※】

	用語	説明
ア行	アセットマネジメント	長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するため、これらを組織的に実践する活動(資産管理)のこと。
	アプリ	アプリケーション・ソフトの略で、目的にあった作業をする応用ソフトウェアのこと。ゲームやメール・音楽プレイヤー・動画再生などのソフトウェアを意味する。
	イノベーション	新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の 開発、新組織の形成などにより、経済発展等がもたらされるとする概念。
	インクルーシブ教育	個々が必要とする様々な合理的配慮を行った上で、障害のある者とない 者が共に学ぶこと。
	インフルエンサー	SNS等を通じて情報発信し、それによって多くの人に影響を与える人のこと。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、「営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの」「機械判読に適したもの」「無償で利用できるもの」の、全ての項目に該当する形で公開されたデータのこと。

	用語	説明
力行	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持すること により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘 導すべき区域のこと。
	グローバル化	文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合・一体化される趨勢のこと。
	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債 費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経 常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示したもの。
	交流人口	観光者等でその地域を訪れる人々のこと。
	子育ち	子ども自身の発育や知性・感性の発達に目を向け、その力をサポートすること。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めること。
	コミュニティビジネス	地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。
	コンパクトシティ	都市の中心部に、生活に必要なさまざまな機能を集約し、効率的で持続 可能な都市とする政策・考え方のこと。

	用語	説明
サ行	サードワークプレイス	家をファーストプレイス、会社のオフィスをセカンドプレイスとしたときに、 自宅でも会社でもないオフィス同様の環境で働ける補助的な場所のこと。
	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスのこと。
	シーズ	将来花開き、実を結ぶ可能性の高い事項をイメージした言葉。
	社会増減	人口動態に関する統計で、転入・転出による人口の増減。
	シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスのこと。
	ジェンダー	社会的・文化的な性差のこと。
	自然増減	人口動態に関する統計で、出生・死亡による人口の増減。
	標準的なバス情報フォーマット(GTFS)	バス事業者と利用者との情報の受渡しのための共通フォーマットのこと。 経路検索に必要な時刻表や運行経路等の「静的情報」と、遅延情報や位 置情報などリアルタイムで変動する「動的情報」の2種類を備えている。 General Transit Feed Specificationの略。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、 その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

	用語	説明
サ行	スタートアップ	始めることや立ち上げること。類例のない新規の事業分野においてビジネスを開始する新興企業(いわゆるベンチャー企業)の意味で用いられる場合が比較的多い。
	ストックマネジメント	施設を資産として捉え、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的、かつ、効率的に管理する手法のこと。
タ行	ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢など、様々な多様性を受け入れ、活かすこと。
	地域型保育事業	小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(従業員の子どもや地域で保育を必要とする子どもが対象)のこと。
	デジタルコンテンツ	コンピューターなどのデジタル機器で再生できる静止画、動画、音楽、文 章などの情報のこと。
	デジタル防災行政無線	市役所から市民等に対して、直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである「防災行政無線」がデジタル化されたもの。これにより、多様化・高度化する通信ニーズ(画像伝送・データ伝送等)への対応も可能となる。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し 集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 のこと。
	ドローン	プロペラを搭載した小型無人航空機のこと。

	用語	説明
ナ行	ニューノーマル	社会的に大きな影響を与える出来事が、社会に変化を起こし、新しい常識や常態が生まれること。ウイズコロナ、アフターコロナ時代における、新しい生活様式が定着した日常のこと。
ハ行	バーチャル	実体を伴わないさまのこと。仮想的。疑似的。
	バーチャルリアリティ	仮想現実のこと。限りなく実体験に近い体験が得られるもの。
	ハイリスク	危険性が高いこと。
	ハザードエリア	国が決めた基準で、都道府県が現地を調査して指定されているエリアのこと。がけの傾斜角度や高さが一定の条件以上の場合で、危害のおそれのある土地が「イエローゾーン」、著しい危害のおそれのある土地が「レッドゾーン」に指定される。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
	5G(ファイブジー)	「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長を持つ次 世代の移動通信システム。
	フィードバック	評価。意見。反応。
	ブラッシュアップ	能力や技術力など今あるものに対して磨きをかけ、さらに良くすること。
	フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低 下が見られる状態のこと。
	包摂	一定の範囲の中に包み込むこと。
	ポテンシャル	潜在的な力。

	用語	説明
マ行	マッチング	種類の異なるものを組み合わせること。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のこと。
ラ行	連続立体交差	鉄道と幹線道路とが2カ所以上で交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心問距離が350m以上あること。さらに鉄道と道路とを同時に3か所以上で立体交差させ、かつ2か所以上の踏切道を撤去すること。
ワ行	ワークライフバランス	仕事も家庭や地域生活も調和のとれた、充実した生活のこと。

用語集(アルファベット)【※】

	用語	説明
Α	AI	人工知能のこと。
	AI-OCR	手書きの書類や帳票の読み取りを行い、データ化する技術のこと。
	AR	拡張現実のこと。現実世界に3Dデータや動画等のデジタルコンテンツを表示し、情報を補足する技術のこと。
С	CG	コンピュータを使って描かれた図形や画像のこと。
G	GIGA(ギガ)スクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画のこと。
I	ICT	通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。
	IoT	自動車や家電、ロボット、施設などのあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。
L	L字カーブ	女性の年齢階級別の正規雇用労働者比率を示す指標を表す言葉。女性 の正規雇用が20代後半をピークに下がり続けるグラフが、L字形に見え ることから名づけられた。
М	M字カーブ	女性の年齢階級別の労働力率を示す指標を表す言葉。結婚・出産期に 一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するグラフが、M字形に 似た曲線を描くことから名付けられた。

	用語	説明
Р	P-PFI(パーク・ピーエフアイ)	都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度のこと。
R	RPA	PCを用いた事務作業の一連の作業を、自動化できるソフトウェアロボットのこと。
S	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
Z	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	エネルギーの生成と消費の収支がプラスマイナスゼロになる建物のこと。

(9)市の施策解説集【★】

	用語	説明
ア行	駅前送迎ステーション	お子さまをお預かりし、専用のバスで市内の保育施設へ送迎する拠点となるJR住道駅近くにある施設のこと。
カ行	子育てアプリ	子育てに便利な情報を発信するアプリ「Webランドダイトウ」のこと。親子で参加できるイベント情報や、市内の子育て関連施設のマップ情報を掲載しているほか、必要な情報を登録していただくことで、お子さんの年齢の応じたお知らせや、予防接種、検診の情報をプッシュ通知でお知らせするサービス。
	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が、疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、一定期間、養育および保護を行う事業のこと。
サ行	スマートシティ	都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画・整備・管理・運営)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。
	ズンチャッチャ夜市	住道駅前デッキで、3月から11月の毎月最終水曜日の夜に(変更の場合あり)開催されるナイトマーケットのこと。
	生活サポーター	高齢となり、家事ができなくなるなどで困っている人を援助する住民参加型のサービスを行う人のこと。
	全世代地域市民会議	市民が地域で主体的にまちづくりに参画し、住民自治の推進を図るため、 自治区を最小単位として市民が集まり、まちづくりの課題について議論を 重ね、自主的な運営をおこなっていくもの。

	用語	説明
タ行	大東ビジネス創造センター(DーBiz)	中小企業の売上向上や起業する方の夢の実現をサポートする産業支援 拠点。無料の経営相談で相談者の強みを見つけ、お金をかけずに知恵 やアイデアで、中小企業の力を売上に代えることを目指す。
ナ行	ネウボランドだいとう (子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育てに関する総合窓口。妊娠期から18歳までの子育てに 関する情報提供窓口を一本化し、子育て家庭を適切な機関につなぎ、必 要なアドバイスを行うなど、スムーズで切れ目のない相談支援を行う。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応 援者のこと。
ハ行	パートナーシップ宣誓制度	互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居し、相 互に協力し合うことを約束したお二人で、その一方または双方が性的少 数者であるお二人からの宣誓書の提出を受けて、認められた場合に パートナーシップ宣誓書受領書および受領証を交付するもの。
	ファミリー・サポート・センター	子育てのサポートをしてほしい人と子育てのサポートをしたい人が一時 的な子育てのサポートを行う会員組織のこと。
	教育支援センター「ボイス」	学校に行きたくても行けない不登校状態が続いている児童生徒のための 場所。
	北条まちづくりプロジェクト	市営住宅の建て替え事業に留めることなく、「公民連携」により一体的なまちづくりを行うものであり、少子高齢化や公共施設の老朽化など、北条地域が抱える課題を乗り越えると同時に、北条地域の良好な住宅地としての魅力を引き出し、エリア一体の価値を高めていくことを目的としたプロジェクト。

(10)出典【*】

ページ	内容	出典元
第1章 1-7	夫婦が理想の子ども数を持たない理 由	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2015年より
第1章 1-7	日本の高齢化の推計	内閣府「令和元年版高齢者白書」より
第1章 1-19	大東市における小児科診療所の施設 数	日本医師会「地域医療情報システム」より
第2章 2-11	高齢者の「若返り」	日本老年学会・日本老年医学会 「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」より
第2章 2-12	関係人口とは	「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(内閣府)より
第2章 2-18	Society5.0とは	内閣府ホームページより、大東市編集
第2章 2-21	スマートシティとは	国土交通省ホームページ「スマートシティ官民連携プラットフォーム」より

(11)SDGsの17のゴール

- ○2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
- ○<u>「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会</u>の実現のための2030年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット, 232の指標が決められている)。



ゴ:国連広報センター作成出典:内閣府資料